

# 公益財団法人東京しごと財団における令和6年度事業の公募について

## 1 総則

以下に示す事業の企画競争の実施については、この文書及び各事業別の募集要項によるものとする。

## 2 募集概要

令和6年度「奨学金返還支援企業とのマッチング促進事業」に係る業務委託

現在、大学生・大学院生の約半数が奨学金制度を利用しており、平均借入額は300万円程度、平均の完済年数は約15年となっている。奨学金の長期返済は、結婚・出産といった人生のライフステージにも影響を与えることが指摘されている。

一方、企業の人手不足が深刻化する中、人材確保を目的に、社員の奨学金返還を企業が肩代わりする国の「奨学金返還支援（代理返還）制度」を利用する企業の動きが広がりつつある。

人手不足に悩む中小企業に対し奨学金返還支援制度など人材確保対策の普及を図るとともに、こうした働き手の経済的サポートに取り組む中小企業等と奨学金の返還を抱える求職者とのマッチングの機会を提供し、求職者の経済的安定と企業の人材確保を後押しする。

本事業の実施に当たり、次の(1)～(9)の業務を委託する。

- (1) 運営計画の策定
- (2) マッチングイベントの周知広報
- (3) マッチングイベント参加求職者の募集
- (4) マッチングイベント参加企業及び求人の開拓
- (5) マッチングイベントの設営及び撤収
- (6) マッチングイベントの実施
- (7) 関係機関等との連携
- (8) 事務局の設置
- (9) その他

なお、マッチングイベントの実施にあたっては以下のア～キの内容をすべて含むこと。

ア 合同就職面接会

イ 就職活動等に関する事前セミナー(オンライン配信)

ウ 個別相談会(合同就職面接会と同時開催)

エ 人材確保に関する事前セミナー(オンライン配信)

オ 企業向け相談会(合同就職面接会と同時開催)

カ 企業説明会(企業PR動画)

キ タレント等によるトークショー又はイベント

## 3 実施期間

契約締結日の翌日から令和6年12月28日まで

## 4 仕様内容

募集要項による。(仕様公開日にビジネスチャンス・ナビにてデータを掲載。)

※参加申請にあたっては、ビジネスチャンス・ナビ (以下、「ナビ」という。) への事前登録が必須です。 詳細は以下7を参照。

## 5 予算額

募集要項による。(仕様公開日にナビにてデータを掲載。)

## 6 応募資格

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 職業安定法(昭和22年法律第141号)に基づく職業紹介事業の許可を取得していること。  
原則として令和4年4月1日以前に職業紹介事業を開始し、引続き職業紹介事業を実施していること。
- (3) 人材紹介又は再就職支援事業で一定の事業実績を有し、令和2年4月1日以降に来場者数300人規模の合同就職面接会等のイベントを運営した経験があり、本事業を実施するために必要な人員体制の確保が可能であること。
- (4) 法令等を遵守していること。
  - ア 過去5年間に重大な法令違反がないこと。
  - イ 企画提案申込み時において職業安定法(昭和22年法律第141号)またはこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画提案申込み時までには是正を完了しているものを除く。ただし、委託者の事業に直接関わる契約で是正指導を受けたものは、是正を完了してから2年を経過していること。)
  - ウ 労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。
  - エ 企画提案申込み時から過去2年間に於いて、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。
  - オ 納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること。
  - カ 企画提案申込み時から過去1年間に、委託者または東京都等との委託契約における契約違反がない者
  - キ 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)別表1号に該当するとして(事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に基づく排除措置期間中でない者

※東京都暴力団排除条例

[https://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki\\_honbun/g101RG00004199.html](https://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html)

※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

[https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/documents/pdf20230711135326\\_1.pdf](https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/documents/pdf20230711135326_1.pdf)

- (5) 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。
- ア 会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者
  - イ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者
  - ウ 破産法に基づく破産手続きの申し立てをした者又は同破産手続きの開始決定を受けた者
  - エ その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者
- (6) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に準じて、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- ア 当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者
  - イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする）。
    - (ア) 契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者
    - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者
    - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - (エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
    - (オ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者
    - (カ) 入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者
    - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 法人の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (10) 次の事項に該当しない者であること。
- ア 添付書類に虚偽の事実を記載した者。
  - イ 仕様を閲覧していない者。
  - ウ 仕様の閲覧者と企画提案に参加する者が同一でない者。
- ※複数の企業で構成される企業グループにおいても、企画提案参加を希望する構成員（企業）が仕様を必ず閲覧すること。

## 7 仕様公開

公開日時	場所
令和 6 年 4 月 25 日午後 1 時	ナビ上

仕様の閲覧にあたっては、ナビ (<https://www.chancenavi.jp/bcn>) 上に掲載されている「仕様閲覧申込書」に記入の上、4 月 30 日午後 4 時までナビの希望申請にて所定項目を入力し、添付すること。

## 8 契約情報の公表

本契約が東京都指導のもと公表対象となる場合(契約金額 250 万円以上)、受託者は契約情報の公表に同意すること。公表に同意しない場合は契約締結後 14 日以内に委託者に文書で協議を行うこと。

### 参考 事業者選定までのスケジュール

令和 6 / 4 / 11 ~ 4 / 23	公示期間 (仕様閲覧申込み)
4 / 25	仕様公開
4 / 25 ~ 4 / 30	質問受付期間
5 / 2	質問回答日
5 / 7	企画提案参加希望書類提出期限
5 / 10	書面審査の結果通知 (書面審査合格者のみ)
5 / 16	企画提案申請書類提出期限
5 / 23	予備審査の結果通知 (応募者が 5 者以上の場合、予備審査を実施し、4 者を選定する。 その後、5 / 30 の企画提案を含む本審査を行い 1 者を選定する。)
5 / 30	企画提案事業の説明 (プレゼンテーション)
6 月中	受託予定者 (契約内定者) 決定の通知

※本予定は変更される場合がある。

### 【問い合わせ先】

(公財) 東京しごと財団総合支援部財務課契約係 倉持・馬場

電話 03-5211-2308 メールアドレス [nyusatsu@shigotozaidan.or.jp](mailto:nyusatsu@shigotozaidan.or.jp)

なお、本事業の内容等に関する質問は、令和 6 年 4 月 30 日午後 1 時以降を質問受付期間とし、事前の電話等による質問には、一切応じない。